

## ヤエヤマイシガメの輸出に係る助言に関するパブリックコメントの結果

ワシントン条約附属書 種掲載種であるミナミイシガメ（亜種ヤエヤマイシガメを含む）の輸出申請に対して、「当該輸出が当該動植物の存続を脅かすものでない」旨の助言を当分の間、一律に行わないことについて、広く国民からの意見を募集するため、平成 27 年 3 月 27 日（金）から平成 27 年 4 月 10 日（金）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 5、のべ有効意見数は 9 であった。その内訳は以下のとおりである。

## 1. 意見提出者の内訳

|     | メール | F A X | 郵 送 | 合 計 |
|-----|-----|-------|-----|-----|
| 個 人 | 2   | 1     | 0   | 3   |
| 団 体 | 2   | 0     | 0   | 2   |
| 計   | 4   | 1     | 0   | 5   |

## 2. 意見概要とのべ意見数

- 当面の助言停止への賛成：2 件
- 飼育繁殖個体の輸出許可：1 件
- 並行して行うべき対応：3 件
  - 捕獲及び国内流通の規制、違法輸出取締強化
- 科学的・順応的な NDF 実施体制の構築：2 件
  - 継続的監視体制の構築、個体数目標値の設定、輸出上限値の設定
- その他：2 件（無効 1 件含む）

各意見の要旨は、別表参照。

## 3. 今後の方針

案のとおり、ミナミイシガメ（亜種ヤエヤマイシガメを含む）の輸出申請に対する助言を当分の間停止する。また、違法輸出の取締強化に向けて税関等の関係者に周知を行うとともに、継続的な個体数モニタリング及び将来的に個体数が回復した際の対応を検討する。

各意見に対する当省の考え方は、別表参照。

亜種ヤエヤマイシガメを含む種ミナミイシガメの輸出に係る助言に関する  
意見要旨及び意見に関する考え方

| No. | 意見要旨   | 意見に対する考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | 助言を行わないこともやむを得ない。ただし個体数回復時の数値目標を設定し、回復した場合には捕獲・輸出を割当制で認める様にして頂きたい。一律に輸出不可となると価格が上がり、密猟や闇取引を招く懸念がある。                                | 将来的に個体数が回復した際には、必要な対応を検討します。  |
| 2   | 一定の個体数に輸出総数を限定し、抽選や入札等によりこれを割当て、これに限って輸出することを認めるべきである。   | 将来的に個体数が回復した際には、必要な対応を検討します。  |
| 3   | 既に飼育されているものを繁殖させたものについては、輸出を認めるべきである。  | 頂いた御意見は今後の施策の参考とします。  |
| 4   | 輸出を禁止するのであれば、捕獲や国内での販売等も規制するべきである。   | 今回の意見募集は輸出の助言に関するものですが、頂いた御意見は今後の施策の参考とします。   |
| 5   | 助言を行わないという判断を強く支持する。個体数推定の結果を待つ必要はなく、判断の基礎となるデータがない場合には、存続を脅かさないという助言は行えない。レッドリストに位置づけられているかどうかは別問題である。                            | レッドリストは専門家の知見に基づいた絶滅のおそれの評価であることから、一定の判断根拠になると考えますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とします。  |
| 6   | パブリックコメントは助言をしないことに対して求めるのではなく、助言をすると決めるときに、つまり輸出をすると決めるときに必要である。  | これまでの助言は輸出申請に対する個別の判断であり行政手続法に定める審査基準ではなかったため、パブリックコメントを行っておりませんでした。「一律に助言を行わない」という今回の方針は審査基準を示すものと考えられるため、パブリックコメントを実施しました。今後、輸出を可能とする審査基準を示す際には、パブリックコメントを行います。 |
| 7   | 「国内利用も多く、実際の捕獲数はより多い」のであれば、種の保存法の緊急指定種あるいは国内希少野生動植物種への指定を検討すべきである。   | 国内希少野生動植物種の指定作業は随時進めており、本種について頂いた御意見は今後の参考とします。<br>なお、本種は、希少野生動植物保存基本方針に定める緊急指定種の要件（新たな種の発見、新たな本邦分布の発見、絶滅種の生息/生育の再確認）には該当しません。                                    |
| 8   | 環境省レッドリストに評価がないためNDFの助言を行っていたという状況は、ワシントン条約の条文第4条第3項および決議10.3で規定される科学当局の役割を果たしているとは言い難い。継続的監視体制の確立及び決議16.7に準じた助言を行えるシステム構築を検討されたい。 | レッドリストは専門家の知見に基づいた絶滅のおそれの評価であることから、一定の判断根拠になると考えますが、頂いた御意見は今後の施策の参考とします。  |
| 9   | 輸出許可書の発給が停止されることにより、密輸の危険性が高まると推測される。密輸出を防止するための措置も直ちに取る必要がある。具体的には、空港・港湾での検査の強化、船舶所有者・漁業組合への情報提供、輸出先国への協力依頼等が考えられる。               | 違法輸出の取締り強化に向けて税関等の関係者に周知を図る予定です。  |